石川県次世代ヘルスケア産業協議会 設置要綱

(目的)

第1条 県内企業の健康寿命延伸に寄与するビジネスの創出を通した県民の健康寿命の延伸を実現するために、「石川県次世代ヘルスケア産業協議会」を設立する。

(事業)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 会員の連携・協働による新製品・新ビジネスの創出支援
 - (2) ヘルスケア産業に関する情報の共有
 - (3) 国等との連携
 - (4) 健康経営の推進
 - (5) その他第1条の目的を達成するために必要な事項

(構成)

- 第3条 協議会の会員は、会の趣旨に賛同する次の企業および機関で構成する。
 - (1) ヘルスケア産業に関わる企業および関心のある企業等
 - (2) 医療·介護関係団体、大学、金融機関、行政機関等

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

会長 1名

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は無報酬とする。

(会議)

- 第5条 会議は、総会とし、会長が招集し、その議長は会長があたる。
 - 2 総会は、会員をもって構成し、要綱の制定、改廃およびその他重要な事項について協議する。
 - 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長 の決するところによる。

(経費)

第6条 協議会の会費は無料とする。ただし、事業を遂行するにあたって費用 負担が生じる場合は、応分の負担を求めることとする。

(事務局)

第7条 協議会に関する事務は、石川県商工労働部産業政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長は別に定める。

附則

本会則は、協議会の設立の日(令和3年1月18日)から施行する。